

荒川太郎右衛門地区自然再生事業

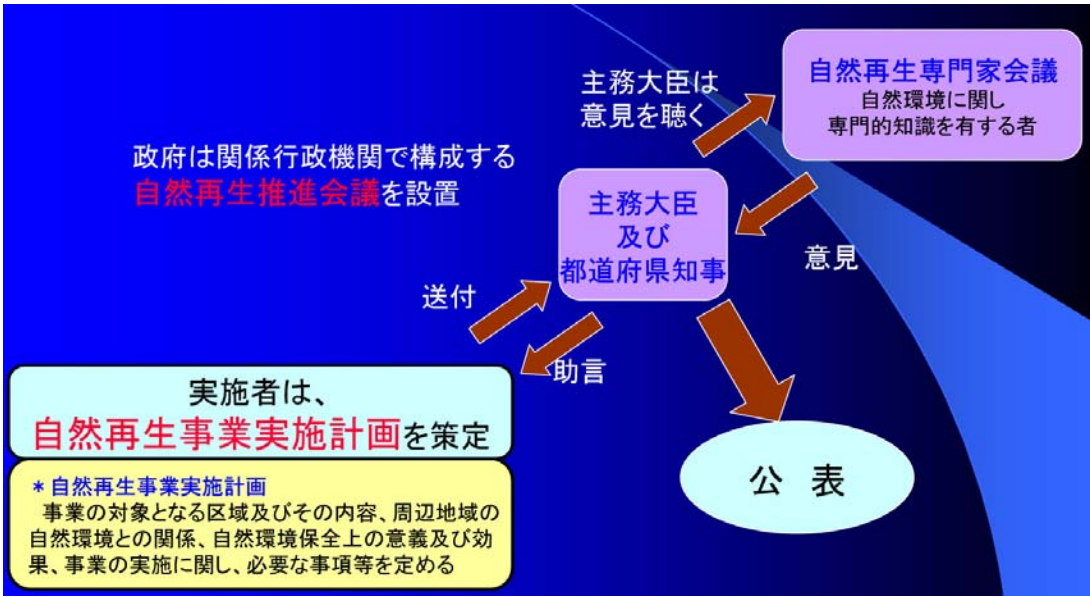
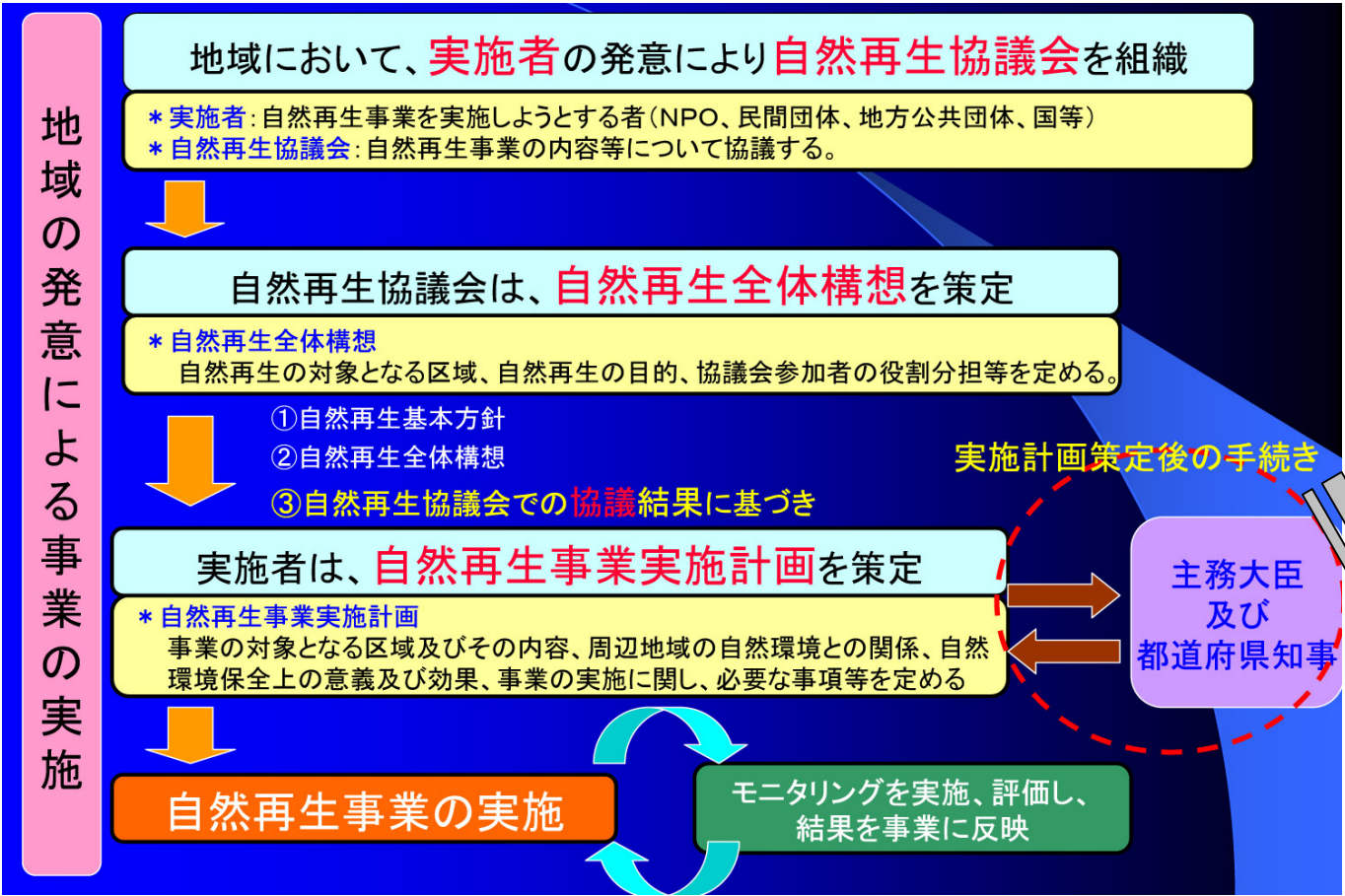
実施計画について

平成 18 年 3 月 19 日

荒 川 上 流 河 川 事 務 所

自然再生事業実施計画について

1. 自然再生推進法に基づく自然再生事業の流れ

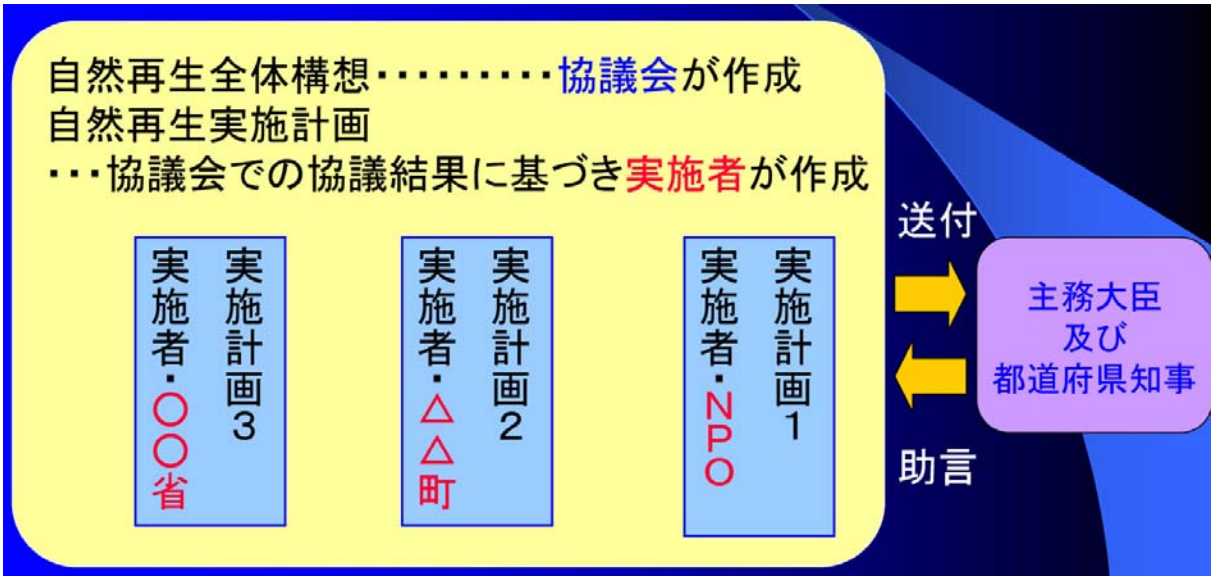


『自然再生実施計画』は、策定後に主務大臣及び都道府県知事へ送付し、「自然再生専門家会議」で意見を聞いた後、公表します。

2. 自然再生事業実施計画

全体構想と実施計画の比較

項目	自然再生全体構想	自然再生事業実施計画
作成者	自然再生協議会	自然再生事業の実施者 〇〇省、△△市、NPO等
内容	- 自然再生の対象となる区域 - 自然再生の目標 - 協議会に参加する者の名称又は指名とその役割分担 - その他自然再生の推進に必要な事項	- 個々の自然再生事業の対象となる区域 - 個々の自然再生事業の内容 - 周辺地域の自然環境との関係と自然環境の保全上の意義・効果 - 事前調査や事業期間中・実施後のモニタリングの具体的な計画 - その他自然再生事業の実施に必要な事項
手続き	特になし	主務大臣及び都道府県知事に送付



『全体構想』は協議会が作成しますが、『自然再生実施計画』は、それぞれの実施者が作成します。国土交通省に限らず、地方自治体、NPO等の様々な主体が作成するものです。

3. 自然再生事業実施計画の構成

自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）第 9 条 2 項において、『自然再生事業実施計画』の内容は次のように定められています。

第九条	（自然再生実施計画）
2	自然市再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。
一	実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称
二	自然再生事業の対象となる区域及びその内容
三	自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係ならびに自然環境の保全上の意義及び効果
四	その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

これを受けて、荒川上流河川事務所が作成する『自然再生実施計画』の骨子を右の通り提案します。
右に示した骨子の中においても、地元自治体等により、具体的な計画を立案することが必要です。

自然再生実施計画（荒川上流河川事務所）・骨子のたたき台	
第 1 章 実施者の名称および実施者の属する協議会	
第 2 章 自然再生事業の対象となる区域及びその内容	
第 1 節	荒川上流及び流域の概要
第 2 節	荒川流域及び太郎右衛門 自然再生地の歴史的変遷
第 3 節	太郎右衛門自然再生地の現況
第 4 節	太郎右衛門自然再生地の課題
第 5 節	荒川太郎右衛門地区の自然再生目標
第 6 節	整備の基本方針
第 7 節	整備目標と整備計画
第 8 節	整備後の予測と評価
第 9 節	モニタリング・維持管理
第 3 章 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果	
第 1 節	周辺地域の自然環境との関係
第 2 節	自然環境の保全上の意義及び効果
第 3 節	生物多様性への配慮事項
第 4 章 その他自然再生事業の実施に関し必要な事項	
第 1 節	自然環境学習の実施
第 2 節	普及啓発・情報公開の実施